

ナチス期ドイツにおける賃金からの徴収の簡素化過程

高橋 典子

はじめに

1934年の所得税法改正においては、その指針の一つとして租税法の簡素化¹が示されたが、ラインハルトはまた、賃金からの徴収 (Lohnabzug) も可能な限り一つにまとめることを目標とした。この賃金からの徴収には、勤労所得税や勤労所得税に対する戦時税²、市民税、失業保険料 (ライヒ労働投入料)、年金保険料 (疾病保険料、職員保険料、鉱員組合保険料)、DAF (ドイツ労働戦線) 会費、健康保険料、兵役税、冬季救済事業への会費などが属した。

この賃金からの徴収の簡素化への第一の措置として1941年4月1日から勤労所得税と勤労所得税に対する戦時税が一つの額で賃金から徴収された。これにより徴収項目の数が一つ少なくなった。引き続いて1941年7月1日の「賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令」³が制定され、さらに1942年4月24日の「賃金からの徴収の簡素化に関する第二指令」⁴や1944年9月14日の指令⁵が出された。これらに関する資料として、フォースやラインハルト、シュミット=デーゲンハルト、クルツヴェリー、フンケら⁶があるが、なかでもラインハルトは、これらの簡素化を、事務手続きの省力化と捉え、フンケは、緊張した労働投入状況に必要なものであると考え、またシュミット=デーゲンハルトおよびクルツヴェリーは租税の平等性 (Gleichmäßigkeit)⁷や勤労所得税の簡素化を果たすものと位置づけている。本稿ではこのような賃金からの徴収の簡素化過程において、ナチスの志向した租税負担能力に応じた課税という公平性⁸がいかにあらわれているかを考える。

1. 賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令

ナチス期において、賃金からの徴収のための算定基準は非常に異なっていた。賃金は賃金からの徴収の算定の際には統一的に扱われていなかった。このためライヒ財務大臣とライヒ経済大臣は、行政命令によって、労働報酬の取り扱いにおける相違を可能な限り取り除くことを予定した。統一は1941年10月1日

より「賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令」によって発効された。

これによりあらゆる賃金からの徴収の徴収率が市民税を除いて統一的に整えられた。年金保険料や DAF 会費は保険料や会費の等級によって算定されていた。この等級はその境界において勤労所得税額表の階級とは一致していなかった。健康保険料や失業保険料は原則として賃金階級や実労働のパーセンテージによって算定された。等級と階級の境界における相違によって非常に多くの重複が生じた。徴収率がパーセンテージによって徴収される限り、徴収率は他の徴収率の等級において分類され得なかった。したがって統一的な賃金からの徴収表の作成がこれまで困難であった。こうした不都合な状態は、1941 年 10 月 1 日より取り除かれた。

こうして 1941 年 10 月 1 日より統一的な賃金からの徴収表が利用可能となり、勤労所得税や年金保険料、DAF 会費が統合化された。これにより勤労所得税と年金保険料、DAF 会費が賃金控除表において縦に並んで一行で読み取られた。ラインハルトは、「統一的な賃金からの徴収表の作成は賃金・俸給係にはかなりの簡素化となり、これまでの計算労働は排除され、誤りは最小化されるだろう。」と述べている。また市民税は統一的な賃金からの徴収表において算入されなかった。なぜなら市町村における税率が非常に異なっており、また通常は市町村に異なった税率で住んでいる労働力が一つの企業に従事していたからである。さらにこれまで地方公共団体や雇用主、税務署において生じた兵役税は、兵役税納税義務者が減少したため廃止されることにより、かなりの管理の簡素化をもたらした。兵役税における簡素化は、賃金からの徴収や統一的な賃金からの徴収表において有利になると考えられた。

ところで適用している勤労所得税額表における階級（その級間における最大賃金と最少賃金の差）は 6.50RM、13RM、26RM、52RM に達した。⁹ 例えば 1939 年勤労所得税額表において、級間が 84.50RM から 91RM である場合には、この差から 6.50RM の階級となる。同様に 91RM から 104RM の級間では、13RM の階級となる。13RM に達するこの階級は 91RM で始まる。92RM の賃金では 102RM の賃金と同じ税額が生じ、105RM の賃金では 115RM の賃金と同じ税額が生じる。階級の上限を超えると、次の階級の全税額が支払われねばならなかった。階級の大きさは階級の上限をわずかに超えた際にしばしば問題となった。これらは賃金階級が狭められることによって解決された。

「賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令」の第 5 章により 1941 年 10 月 1 日に新しい勤労所得税額表が発効された。そこにおいて 1 ヶ月に約 1,500RM までは賃金階級は相当に狭められた。つまり 1.30RM、2.60RM、3.90RM、5.20RM、6.50RM、13RM とされた。階級の上限を超えた所得部分に生じた場合の勤労所

得税は、単に小さくなった。したがってこれまでの問題はもはや生じなかった。こうした勤労所得税額表における賃金階級を狭めることで、不利な上限超過によって、超過勤務や超過勤務賃金に対する喜びやそれによって生じる勤労所得税の超過が曇らされることはもはやないと考えられた。新しい勤労所得税額表はさらに月額表においては 10Rpf ごとに、週額表においては 5Rpf ごとに税額の端数が丸められた。勤労所得税は新しく作られた階級によって算定され、多くの場合勤労所得税のわずかな低下がみられた。¹⁰ これらはより厳密に租税負担能力に応じた課税を実現しようとしていたものと考えられる。

2. 共稼ぎの女性に対する租税待遇改善

継続して夫と離れて暮らさずにいる共稼ぎの女性においては、勤労所得税の算定のために賃金に月額 52RM、週額 12RM、日額 2RM、4 時間で 1RM が加算された。例えば 1 人の未成年の子女を有する就業している妻が、週額 45.80RM の賃金を受け取っているとす。こうした額はこれまでの規則によれば勤労所得税の算定のために 12RM が加算された 57.80RM に増額された。したがって戦時所得税付加税を含めた勤労所得税は週額 3.06RM となる。しかしながら加算規則の廃止後は、勤労所得税は単に実際の週額 45.80RM でのみ算定された。この場合勤労所得税は 1.38RM であり、この妻は週額 1.68RM (= 3.06RM - 1.38RM) の租税負担軽減となった。こうした規定は世帯課税の考えに基づいていた。この世帯課税は、勤労所得税額表に組み込まれた免税額や経費と特別支出のための概算額が一組の夫婦にただ一度のみ適用されるという原則を持つ。加算規則は 1934 年 11 月 29 日の「勤労所得税施行規則」によって最初に取り入れられた。しかしながら戦時経済における女性の労働投入という目的から、こうした加算規則は「賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令」の第 2 章において 1941 年 8 月より廃止され、共稼ぎの女性には租税負担軽減をもたらす結果となった。

勤労所得税カードにおいてもこれまで、対応した加算額が記入されていた。しかし地方公共団体においては 1941 年 8 月 1 日より、共稼ぎの女性の勤労所得税カードにもはや加算額の記入を行わなくなった。このような加算額の記入欄は 1941 年の勤労所得税カードには存在したままであった。しかし雇用主は 1941 年の勤労所得税カードへの記入を行わず、加算を共稼ぎの女性の課税対象となる賃金への考慮にもはや入れなかった。このような加算規則の廃止は、「租税の平等性や勤労所得税の簡素化という役割を果たすものである。」とシュミット＝デーゲンハルトおよびクルツヴェリーは述べている。

ところで、妻が、雇用主である夫のもとで被用者として働いているという雇

用関係にある場合には、これまで両者の賃金は勤労所得税の算定においては合算して算定されねばならなかった。両者の賃金の合算による算定は、加算規則の廃止後、夫婦のそれぞれの賃金に対して別々に課税がなされた場合よりも通常高い勤労所得税をもたらした。共稼ぎの女性の待遇におけるそうした不平等は避けられねばならなかった。このためライヒ財務大臣は、1940年の「勤労所得税の指針」において、被用者である妻が、雇用主である夫のもとで仕事に従事している場合には、税法的には原則として一つの特有な雇用関係として受け入れると規定した。つまり妻の収入はそれ自身独自に課税がなされた。しかしながら例外として、労働契約や賃金規則、企業規則や類似した労働法の規則を根拠とする場合には、一つの統一した雇用関係を受け入れるとされた。¹¹ここから租税の平等性を志向したということが見て取れる。

3. 賃金からの市民税納入における簡素化

企業はこれまで被用者の俸給から市民税を地方公共団体に納入していた。しかし毎月わずかな市民税を納入するのは企業や金融機関、地方公共団体にも大きな労力がかかる。例えば建設業の大企業では、市民税として500もの地方公共団体と関係のある場合がある。企業はこれらの地方公共団体に市民税納入を行わねばならず、また地方公共団体も払込入金を受け取り、記帳しなければならない。こうした負担を軽減するために、「賃金からの徴収の簡素化に関する第一指令」では根本的な簡素化が示された。1941年8月1日より企業は全体の市民税を勤労所得税の納入に重要な時期に、一括して企業のある税務署の会計へ納入することとなった。¹²

4. 賃金からの徴収の簡素化に関する第二指令

1941年4月1日より勤労所得税と勤労所得税に対する戦時税は一つの徴収項目にまとめられた。それによって徴収項目が一つ減少した。しかし依然として勤労所得税や市民税、年金保険料、健康保険料、失業保険料、DAF会費、冬季救済事業への会費などが賃金から天引きされていた。このうち勤労所得税や市民税、年金保険料、健康保険料、失業保険料は法的な賃金からの徴収であった。1942年4月24日の「賃金からの徴収の簡素化に関する第二指令」により賃金からの徴収は再度簡素化された。これによりこれまでの五つの法的な賃金からの徴収がただ二つだけの法的な賃金からの徴収にとって代わった。

まず年金保険料や健康保険料、失業保険料は1942年7月1日より一つの社会

保険法上の合計した徴収にまとめられた。年金保険においては、職員保険と廃疾保険の保険料が同じ高さにされた。これまで職員保険においては、平均的な保険料率が4.8%、廃疾保険においては5.4%であったが、これが一律5.6%に定められた。失業保険の徴収方法はすでに健康保険のそれに準じていたため、徴収方法の変更において困難はなかった。¹³また1942年7月1日より、市民税が廃止された。これにより、市民税と勤労所得税というこれまでの二つの税徴収が一つの勤労所得税という税徴収にとって代われ、さらにまたこれまでの三つの社会保険料徴収が一つの社会保険料にまとめられた。天引きされた勤労所得税は税務署へ、社会保険料は所轄の疾病保険金庫へと納められた。このように社会保険料においては保険料率の一律化という点では平等性が、またそれ以外の部分では徴収における簡素化ということが主眼に置かれていたことがわかる。

ところで市民税法が廃止されたことにより、市民税法は新しい地方公共団体税法に取って代えられた。政府は地方公共団体に年間8億RMの調整税を支払った。そしてそれは最大2%の高さの戦時税を含む所得税の課税により調達された。したがって市民税の廃止は賃金・俸給受取人においてはわずかな勤労所得税の増税によって、一般所得税納税義務者においてはわずかな一般所得税増税によって代えられた。政府はこれまで市民税を徴収していた市町村に市民税の収入減を補わねばならなかったため、こうした勤労所得税および一般所得税のわずかな増税は必要なものだった。市町村はこれまでの収入項目の市民税を放棄することはできず、その代替が必要とされた。また購買力政策の理由により、市民税の軽減が許されなかったためでもあった。しかしながら大部分の場合、勤労所得税や一般所得税のわずかな増税はこれまでの市民税よりも少ない額であった。¹⁴

市民税の廃止に伴い、新しい勤労所得税額表が発効された。これは最初に、1942年6月30日以降の最初の賃金支払い期間として始まる期間の賃金支払いに適用された。この新しい勤労所得税額表は、前述の通り小さな負担増をもたらした。なぜなら市民税が異なった市町村で異なった額で課せられており、それに対して勤労所得税は総てのライヒ地域に統一的でなければならなかったからである。しかし大部分の勤労所得税納税義務者にはわずかな租税負担軽減がもたらされた。それはこれまで高所得者層や都市部において市民税率が高かったことが関係して¹⁵、これが勤労所得税へ編入された結果、低所得および中所得の勤労所得税納税義務者にはわずかな軽減となったためであった。ただこれまで市民税の税率が非常に低かった市町村においてのみ、中所得と高所得の勤労所得税納税義務者においてわずかな負担増がもたらされた。「ここでは簡素化

という考えが優先され、所得との関係は考慮されておらず、こうした考えなくしては市民税の廃止やそれに結びつく大きな簡素化は不可能であった。」とラインハルトは述べている。しかしながら結果として低・中所得者層の負担軽減をもたらした。また市民税が勤労所得税へ編入されることによって、租税負担能力に応じた課税を志向する勤労所得税法が適用されることになり、結果としては租税の公平性を見て取ることができる。

1942年7月1日より勤労所得税における手続きが簡素化された。これまで多くの雇用主は天引きされた勤労所得税を暦月ごとに企業のある所轄の税務署に納めていた。1942年7月1日より、天引きされた勤労所得税が前暦年の最後の月平均において100RM以上に達する場合にのみ雇用主は天引きされた勤労所得税を暦月ごとに納めねばならないとされた。他の大部分の雇用主は、天引きされた勤労所得税をただ暦年4回納めればよかった。これによって「雇用主や郵便振替貯金局、振替銀行、多くの銀行、そして金融金庫において仕事が殺到するのを回避することができる。」とラインハルトは述べている。¹⁶

5. 最後の、賃金からの徴収の簡素化の指令

最後の簡素化の指令は1944年9月14日に発せられた。ここでは一般所得税に関する規定もあるが、勤労所得税のみを取り出すと、勤労所得税納税義務者は、所得がこれまでの8,000RMに代わり40,000RMか、または勤労所得税納税義務でない収入がこれまでの300RMに代わり600RM以上である場合に一般所得税によって査定された。こうして最終的に賃金からの徴収方法は明らかに簡素化された。¹⁷

おわりに

このように戦時における賃金からの徴収の簡素化過程において、税としては勤労所得税と勤労所得税に対する戦時税が一つの額で賃金から徴収された。勤労所得税や年金保険料、DAF会費が賃金控除表において一行で読み取られるようになった。また兵役税が廃止された。その後勤労所得税と市民税の二つが、社会保険料としては、年金・健康・失業保険料の三つがまとめられ、簡素化された。本稿では賃金からの徴収ということで、各種社会保険料や勤労所得税、戦時税、市民税、兵役税の徴収における簡素化を考えた。本稿で扱っている簡素化の指令の中には一部社会保険料も含まれ、そこには簡素化や平等性という目的が明らかに見て取れるが、租税ということを見ると、ナチスの簡素化の

指令が、租税負担能力に応じた課税という「公平性」ということをも考慮に入れていたことが分かる。簡素化という場合、場合によってはこの公平性とは相対立する概念となることがあり、租税の「簡索性」を追求すると、租税による所得の再分配機能が失われ、高所得者層がより豊かになり低所得者層がより貧しくなるという「不公平性」の弊害が生じてしまう。簡素化の指令においては、事務手続きの省力化や平等性ということがその主たる目的とされていたが、その簡素化過程において、租税の公平性についても留意がなされていた。それが所得税額表における賃金階級の改正にみられるものである。市民税の廃止においても、これまで地域によって税率が異なっていたものが廃止されており、代わりに全体としての勤労所得税の負担増加がなされ、ここに市民税の廃止という簡索性、平等性と、租税負担能力に応じた課税を志向した勤労所得税への市民税の編入という公平性が同時に見て取れる。このようにナチス期ドイツにおける賃金からの徴収の簡素化過程においても、ナチスの志向した公平性があらわれているといえる。

注

- 1 1934年所得税法改正では、「租税法の簡素化」や「社会政策および経済政策の考慮」、「人口政策の強調」、「国民全体の租税負担の軽減」などが指針として示された。(Reinhardt, *Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung*, S. 1042.)
- 2 戦時税制対策として、1939年9月4日の戦時経済令による戦時特別税が制定された。この指令による租税措置の中の一つとして「戦時所得税付加税」が挙げられる。これは所得税の50%の増徴であった。ただし所得額の15%を超えてはならず、また所得税と戦時所得税付加税を合算して所得額の65%を超えてはならなかった。ところで戦時所得税付加税は、所得が2,400RMを超えない場合には免除された。また被用者に対しては、月額234RM、週額54RM、日額9RM、半日では4.50RMを超えない場合には免除された。この月額234RMという額は、経費と特別支出が月額34RMと計算されていたため、一般所得税納税義務者における2,400RMの所得と同等と見なされた結果、設定されたものであった。(Oermann J. und Oeftering H., *Der Kriegszuschlag zur Einkommensteuer*, S. 817-820.)
- 3 Reichsgesetzblatt (以下 RGBI) 1941 I, S. 362.
- 4 RGBI 1942 I, S. 252.
- 5 RGBI 1944 I, S. 202.

- 6 本稿では、以下の資料を参照した。Funke, Die Vereinfachung der Lohnabzüge, S. 108-110; Kurzwelley, Die Zweite Lohnabzugsverordnung, S. 256-263; Reinhardt, Die Vereinfachung des Lohnabzugs ab 1. Juli 1942, S. 689-691; Reinhardt, Zur Vereinfachung des Lohnabzugs, S. 473-476; Schmitt-Degenhardt und Kurzwelley, Die Erste Verordnung über die Vereinfachung des Lohnabzugs, S. 352-366; Voß, Steuern im Dritten Reich.
- 7 本稿ではこの Gleichmäßigkeit で表される各人から等しく徴税する水平的公平としての平等性を、ナチスが所得課税において志向した租税負担能力に応じた徴税という垂直的公平を意味する公平性 (Gerechtigkeit) とは相對するものとして示す。
- 8 ナチスの志向した公平性ならびにその研究史上の位置づけに関しては、拙稿「ナチス期ドイツ所得税法における「社会的公平」」p.23-41. 日本西洋史学会『西洋史学 No.230』2008を参照のこと。
- 9 詳細については表を参照のこと。
- 10 Reinhardt, Zur Vereinfachung des Lohnabzugs, S. 473-474.
- 11 Schmitt-Degenhardt und Kurzwelley, Die Erste Verordnung über die Vereinfachung des Lohnabzugs, S. 355-356.
- 12 Reinhardt, Zur Vereinfachung des Lohnabzugs, S. 475-476.
- 13 Kurzwelley, Die Zweite Lohnabzugsverordnung, S. 258; Funke, Die Vereinfachung der Lohnabzüge, S. 109.
- 14 Kurzwelley, Die Zweite Lohnabzugsverordnung, S. 261; Reinhardt, Die Vereinfachung des Lohnabzugs ab 1. Juli 1942, S. 689; Voß, Steuern im Dritten Reich, S. 124. 市民税法は最初に1930年7月26日の「緊急指令」(RGBI 1930 I, S. 314.)により会計年度1930年および1931年に導入された。これによりヴァイマル期末期の財政危機の中で、地方公共団体に一つの新しい収入源が開拓された。その後1933年9月15日の「市民税に関する法律」(RGBI 1933 I, S. 629.)でもって、免税点が増加されることにより市民税が緩和された。さらに1934年10月16日の「市民税法」(RGBI 1934 I, S. 985.)により、市民税法は再度改正された。これにより市民税の税額は所得に応じて等級づけられた14種類の税率でもって規定された。また所得が2,400RM未満である場合には、2人目およびそれ以上の子女を有する場合には2RMの子女控除が認められた。また所得が2,400RM以上12,000RM未満である場合には2人目および3人目の未成年の子女に対して基本額の1RM、4人目およびそれ以上の子女に対してはそれぞれにつき基本額の2RMの子女控除が認められた。さらに所得が2,400RM以上12,000RM未満である場合には、

免税点が増加された。例を挙げてみると、所得が2,400RM未満である場合には、2人目およびそれ以上の未成年の子女について、基本額の2RMの子女控除が認められた。この場合の基本額は6RM（所得額により規定）である。したがって2,400RM未満の所得の場合、子女控除は2人の子女を有する場合には3分の1の2RM、3人の子女を有する場合には3分の2の4RMに達した。4人およびそれ以上の子女を有する場合には市民税は免除された。例えば、2,400RM未満の所得であり、3人の子女を有する場合を考える。市民税率は500%である。市民税はこれまで $6 \times 5 = 30\text{RM}$ であった。新しい法律では、 $2(=6\text{RM} - 4\text{RM}) \times 5 = 10\text{RM}$ の市民税となる。もし3人の子女ではなく4人の未成年の子女を有する場合には、市民税は免除された。なぜなら2人、3人、および4人目の未成年の子女には、6RMに達する基本額の軽減がそれぞれにつき2RMずつ認められるからである。(Reinhardt, Die neuen Steuergesetze, S. 143-145.)

- 15 これまで市民税は、低所得の賃金階級においては100%の税率であったが、中所得の賃金階級では500%、高所得の賃金階級では700%であり、ベルリンや他の多くの都市では市民税率は700%に達していた。(Reinhardt, Die Vereinfachung des Lohnabzugs ab 1. Juli 1942, S. 690.)
- 16 Reinhardt, Die Vereinfachung des Lohnabzugs ab 1. Juli 1942, S. 690.
- 17 Voß, Steuern im Dritten Reich, S. 125.

参考文献

- Reichsgesetzblatt, Jg. 1930-1944.
- Funke: Die Vereinfachung der Lohnabzüge, in: Monatshefte für N.S. Sozialpolitik 9, 1942, S. 108-110.
- Kurzweily: Die Zweite Lohnabzugsverordnung, in: Reichsarbeitsblatt 1942 V, S. 256-263.
- Oermann J. und Oeftering H.: Der Kriegszuschlag zur Einkommensteuer, in: Deutsche Steuer-Zeitung und Wirtschaftlicher Beobachter, 1939, 28Jg., S. 817-820.
- Reinhardt, Fritz: Beurteilung von Tatbeständen nach nationalsozialistischer Weltanschauung, in: Reichssteuerblatt 1936, S. 1041-1056.
- Reinhardt, Fritz: Die neuen Steuergesetze. Einführung in die neuen Steuergesetze. Übersichten über die wesentlichen Änderungen gegenüber dem bisherigen Recht. Wortlaut der zehn neuen Gesetze, Berlin 1934.
- Reinhardt, Fritz: Die Vereinfachung des Lohnabzugs ab 1. Juli 1942, in:

Reichssteuerblatt 1942, S. 689-691.

Reinhardt, Fritz: Zur Vereinfachung des Lohnabzugs, in: Reichssteuerblatt 1941, S. 473-476.

Schmitt-Degenhardt und Kurzwelly: Die Erste Verordnung über die Vereinfachung des Lohnabzugs, in: Deutsche Steuer-Zeitung und Wirtschaftlicher Beobachter 1941, Jg.30, Nr.28, S. 352-366.

Voß, Reimer: Steuern im Dritten Reich. Vom Recht zum Unrecht unter der Herrschaft des Nationalsozialismus, München 1995.

表：勤労所得税額表（その一部を示す）

級 間	人 当 た り 勤 勞 所 得 税													
	月額賃金	第 四 種 納 税 義 務 者												
		第一種納税義務者	第二種納税義務者	第三種納税義務者	子 女 減 税 を 受 け る 被 用 者									
					子女1人	子女2人	子女3人	子女4人	子女5人	子女6人	子女7人	子女8人	子女9人	子女10人
RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	RM	
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
84.50-91	0.78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
91-104	1.82	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
104-117	3.64	2.34	1.30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
117-130	5.46	3.64	2.08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
130-143	7.28	5.20	3.38	0.78	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
143-156	9.10	6.76	4.42	1.82	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
156-169	10.92	8.06	5.46	2.86	1.04	-	-	-	-	-	-	-	-	
169-182	13.52	9.88	6.50	4.16	1.82	-	-	-	-	-	-	-	-	
182-195	16.12	11.96	7.80	4.94	2.86	-	-	-	-	-	-	-	-	
195-208	18.46	13.52	8.84	5.98	4.16	0.52	-	-	-	-	-	-	-	
208-221	21.06	15.60	10.14	7.02	4.94	1.56	-	-	-	-	-	-	-	
221-234	23.92	17.68	11.44	8.32	5.98	2.60	-	-	-	-	-	-	-	
234-247	27.04	19.76	12.74	9.62	7.02	3.64	-	-	-	-	-	-	-	
247-260	29.90	22.10	14.30	10.92	7.80	4.68	-	-	-	-	-	-	-	
260-273	33.02	24.44	15.86	11.96	8.58	5.72	0.78	-	-	-	-	-	-	
273-286	34.84	26.26	17.68	13.-	9.62	6.24	1.82	-	-	-	-	-	-	
286-299	37.96	28.60	19.50	14.04	10.40	6.76	3.12	-	-	-	-	-	-	
299-312	40.82	30.94	21.06	15.34	11.18	7.54	4.16	-	-	-	-	-	-	
312-325	43.42	33.02	22.62	16.38	11.96	7.80	4.42	-	-	-	-	-	-	
325-338	46.02	34.84	23.92	17.42	13.-	8.58	4.42	-	-	-	-	-	-	
1,040-1,066	235.82	183.30	131.04	118.04	103.22	70.98	53.30	39.26	25.48	13.52	2.60	-	-	
1,066-1,092	242.32	188.50	134.68	122.20	107.12	74.88	57.20	42.38	28.60	16.12	4.68	-	-	
1,092-1,118	249.86	194.22	138.84	125.84	111.02	78.78	61.10	45.50	31.72	18.72	7.02	-	-	
1,118-1,144	256.36	199.42	142.48	130.-	114.92	82.68	65.-	48.62	34.84	21.32	9.62	-	-	
1,144-1,170	263.90	205.14	146.64	133.64	118.82	86.58	68.90	51.74	37.96	23.92	12.22	1.82	-	
2,808-2,860	716.30	557.18	398.06	385.32	370.50	338.-	320.58	302.90	285.48	268.06	250.38	232.96	215.54	
2,860-2,912	730.34	568.10	405.86	393.12	378.30	345.80	328.38	310.70	293.28	275.86	258.18	240.76	223.34	
2,912-2,964	744.38	579.02	413.66	400.92	386.10	353.60	336.18	318.50	301.08	283.66	265.98	248.56	231.14	
2,964-3,016	758.42	589.94	421.46	408.72	393.90	361.40	343.98	326.30	308.88	291.46	273.78	256.36	238.94	
3,016-3,068	772.72	600.86	429.26	416.52	401.70	369.20	351.78	334.10	316.68	299.26	281.58	264.16	246.74	

